

## 第4章 支援等のための体制整備への取組

### 1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

#### ○ 主な取組

- ・地方公共団体における総合的対応窓口の設置及び地域住民に対する周知の促進

【施策番号150】

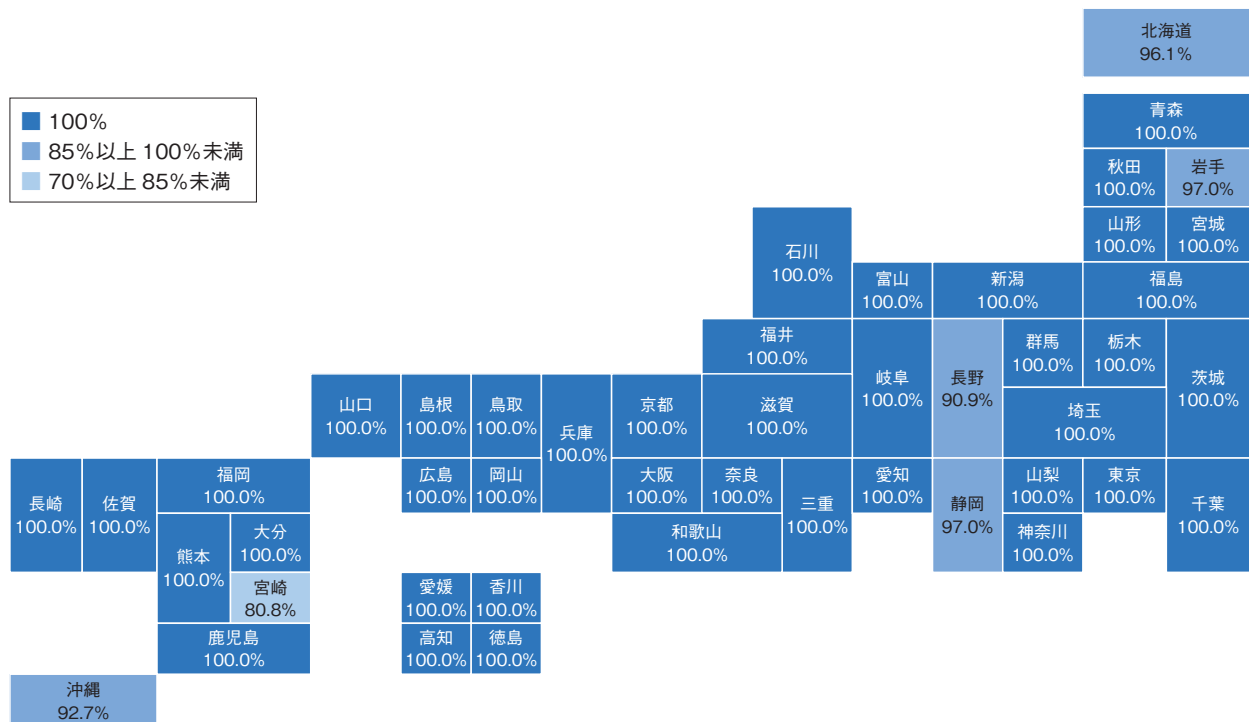
警察庁においては、市町村における犯罪被害者等施策の窓口となる部局（以下「施策主管課」という。）の確定状況等について定期的に確認しており、平成28年度以降、全ての市町村で施策主管課が確定している。また、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会等、様々な機会を通じ、市町村において犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の設置を要

請している。

29年4月現在、全国1,721市区町村（政令指定都市を除き、東京23区を含む。）中、1,697市区町村において、総合的対応窓口が設置されている。都道府県・政令指定都市については、23年度以降、全地域において、総合的対応窓口が設置されている。

これら地方公共団体における施策主管課や総合的対応窓口のほか、都道府県・政令指定都市が行っている犯罪被害者等への支援施策等について、警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」（<http://www.npa.go.jp/hanzaihighai/local/madoguchi/madoguchi.html>）に掲載し、国民に対する周知に努めている。

市区町村における総合的対応窓口の設置状況  
(政令指定都市を除き、東京23区を含む。)(平成29年4月現在)



- ・地方公共団体における専門職の活用及びこれらとの更なる連携・協力の充実・強化

【施策番号152】

警察庁においては、犯罪被害者等の生

活支援を効果的に行うため、地方公共団体に対し、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会等、様々な機会を通じ、犯罪被害者

支援分野における社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士等の専門職の活用を働き掛けるとともに、総合的対応窓口と関係機関・団体との更なる連携・協力の充実・強化を要請している。

平成29年4月現在、地方公共団体の総合的対応窓口等に専門職を配置しているのは、10都道府県・政令指定都市、39市町村である。

#### ・警察における相談体制の充実等

【施策番号169】

警察においては、性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を推進するな

どして、性犯罪被害相談において、相談者の希望する性別の職員が対応することができるように努めている。また、執務時間外においても当直勤務中の職員が対応した上で担当者に引き継ぐなど、適切な運用を推進している。

#### ・日本司法支援センターによる支援の検討

【施策番号186】

DV、ストーカー、児童虐待の被害者に対する資力を問わない法律相談援助制度の創設を内容とする総合法律支援法の一部を改正する法律が平成28年5月に成立し、30年6月までに施行予定である。

## コラム4

### 総合法律支援法の改正

平成28年5月、日本司法支援センター（通称「法テラス」。以下このコラムにおいては、「法テラス」という。）の根拠法である総合法律支援法の一部を改正する法律が成立した。同改正は、①認知機能が十分でない高齢者・障害者、②大規模災害の被災者、③ストーカー等の被害者に対する法的支援の拡充を図るものである。ここでは、新たに創設されるストーカー等の被害者に対する法的支援制度について、その概要を紹介する。

#### 1 法テラスとは

法テラスは、総合法律支援法に基づき、民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指すことを基本理念として、18年4月に設立された法人である。

法テラスは、同年10月の業務開始以来、犯罪被害者支援として、法制度や相談窓口に関する情報提供、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介、資力の乏しい者に対する民事法律扶助を活用した無料法律相談や弁護士費用の立替え等を実施している。

#### 2 ストーカー等の被害者に対する新たな法的支援制度創設の趣旨

ストーカー事案、児童虐待事案、DV事案については、生命・身体への深刻な再被害に急速に発展する危険性があり、再被害防止の必要性・緊急性が特に高いことから、被害が深刻化・顕在化する前の初期段階からの対処が特に重要である。

また、証拠関係が不十分であるなどの事情から刑事事件としては対応し難い場合であっても、弁護士であれば、仮処分や保護命令の申立てといった法的手段を始め、深刻な被害への進展を防止するための有効な方策を助言するなどの適切な対応が可能である。

従来の民事法律扶助制度では、対象者が資力の乏しい者に限られ、また、法律相談の対象から刑事に関するものが除外されていた。本改正により、法テラスにおいて、ストーカー等の被害者については、資力を問わず、刑事に関するものを含む法律相談を実施できるよう、新たな法的支援制度が創設された。

### 3 ストーカー等の被害者に対する新たな法的支援制度の内容

#### (1) 対象者

ストーカー規制法上の「つきまとい等」、児童虐待防止法上の「児童虐待」又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）上の「配偶者からの暴力」（これらを「特定侵害行為」という。）を現に受けている疑いがあると認められる者（資力のある者も含む。）

#### (2) 法的支援の内容

警察への被害申告に関するもの、DV防止法上の保護命令に関するもの等、再被害の防止に関して必要な法律相談の実施（刑事に関するものを含む。）

#### (3) 費用

利用者の資力が法テラスの定める基準を超える場合には、法テラスの定める法律相談費用を負担

#### (4) 施行期日

平成30年6月2日までに施行予定

## 2 調査研究の推進等（基本法第21条関係）

### ○ 主な取組

- ・ 犯罪被害者等の状況把握等のための調査実施に向けた検討

内閣府政府広報室においては、警察庁と連携し、平成29年1月、犯罪被害者等施策に関する世論調査を実施した。

【施策番号210】

## コラム5

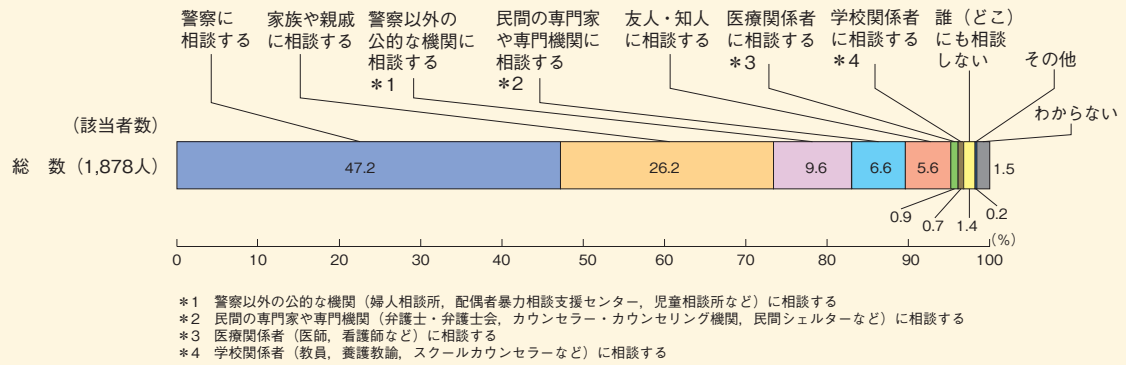
### 犯罪被害者等施策に関する世論調査

内閣府政府広報室では、警察庁と協力して、犯罪被害者等施策に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とするため、平成28年度に「犯罪被害者等施策に関する世論調査」を実施した。本調査は、犯罪被害者等施策や犯罪被害者等の相談機関・窓口の認知度、被害が潜在化しやすい犯罪に遭った場合の相談に関する意識について、調査を行った。その結果を紹介する（詳細は、内閣府ウェブサイト「世論調査」：<http://survey.gov-online.go.jp/tokubetu/tindex-h28.html>参照）。

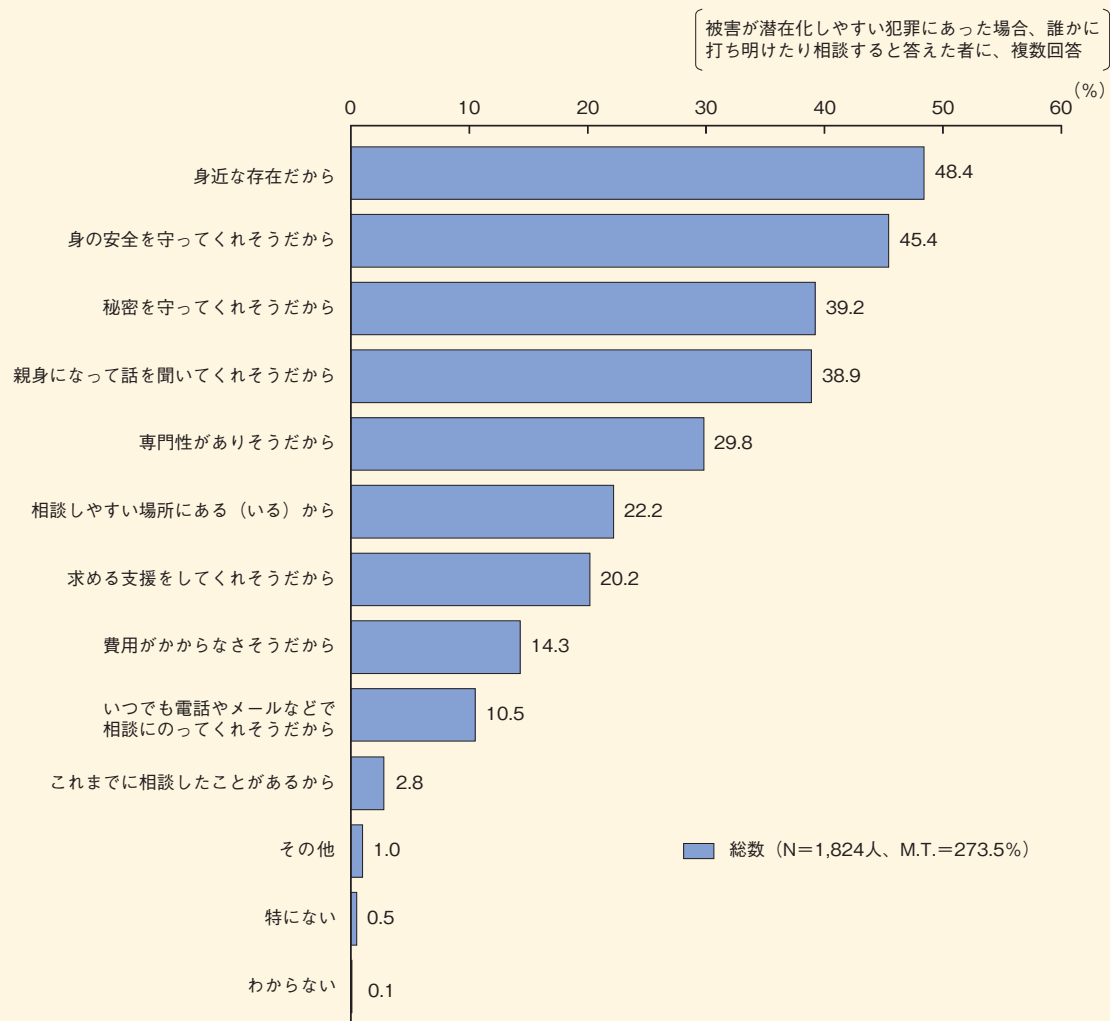
自分や家族が性犯罪等の被害が潜在化しやすい犯罪に遭った場合の相談先としては、「警察」が47.2%と最も高く、次いで「家族や親戚」が26.2%であり、「誰（どこ）にも相談しない」が1.4%であった。

また、相談先を選ぶ理由としては、「身近な存在だから」が48.4%と最も高く、次いで「身の安全を守ってくれそうだから」が45.4%、「秘密を守ってくれそうだから」が39.2%、「親身になって話を聞いてくれそうだから」が38.9%であった。

被害が潜在化しやすい犯罪（性犯罪、ストーカー行為、配偶者からの暴力、児童買春・児童ポルノ、児童虐待）にあった場合の相談先（単一回答）



相談先を選ぶ理由（複数回答）



これらの調査結果から、国民は、身近で信頼できる相談先を選ぶ傾向があることが明らかとなった。今後、本調査で明らかになった国民の行動傾向を踏まえ、相談者が安心して相談できる環境を整備するなど信頼性の向上に努めるとともに、相談機関等の認知度の向上に向けた効果的な広報を実施していく必要がある。

警察庁では、本調査の結果も踏まえながら、第3次基本計画に基づき、引き続き、関係府省庁と連携しながら、適切な犯罪被害者等施策の推進に努めることとしている。

・ 児童虐待防止対策に関する調査研究

【施策番号214】

厚生労働省においては、児童虐待防止に関する必要な調査研究を実施しており、平成28年度は、「こども虐待ボーダーライン事例に対する保健師の支援実践－ネグレクト事例に対する支援スキルの開発－」、「性的虐待事案に係る児童とその保護者への支援のあり方に関する研究」等を実施した。

3 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

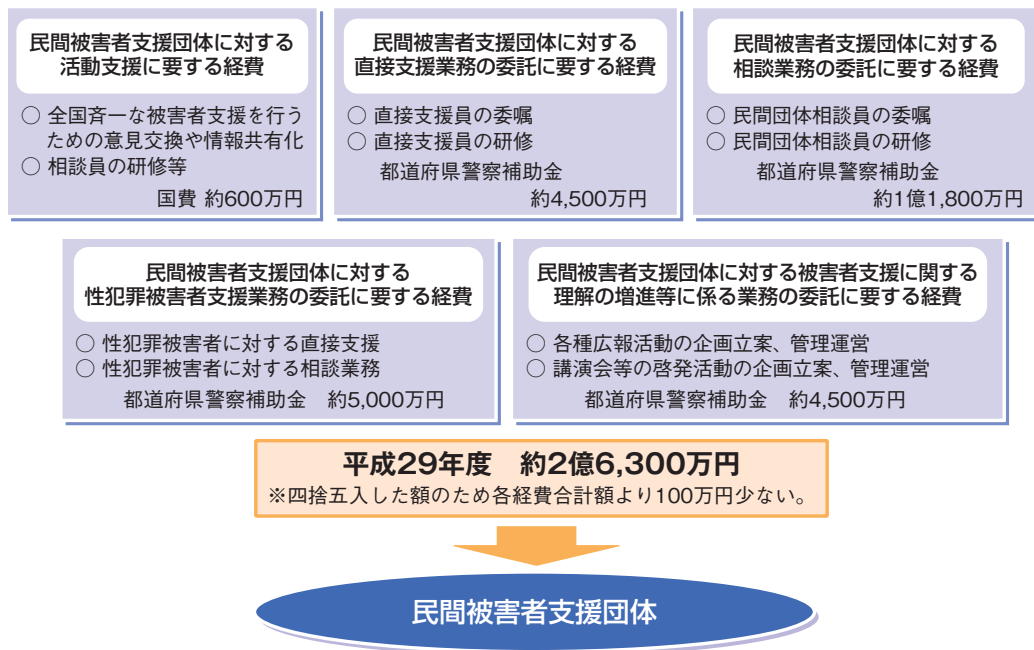
○ 主な取組

・ 民間の団体への支援の充実

【施策番号224】

警察においては、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が実施する研修への講師派遣や会場の借上げ等の支援に努めているほか、活動支援に要する経費並びに直接支援業務、相談業務、性犯罪被害者支援業務及び被害者支援に関する理解の増進に係る業務の委託に要する経費を予算措置し、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する財政的援助に努めている。

国による民間被害者支援団体に対する財政援助



・ 警察における民間の団体との連携・協力の強化

【施策番号230】

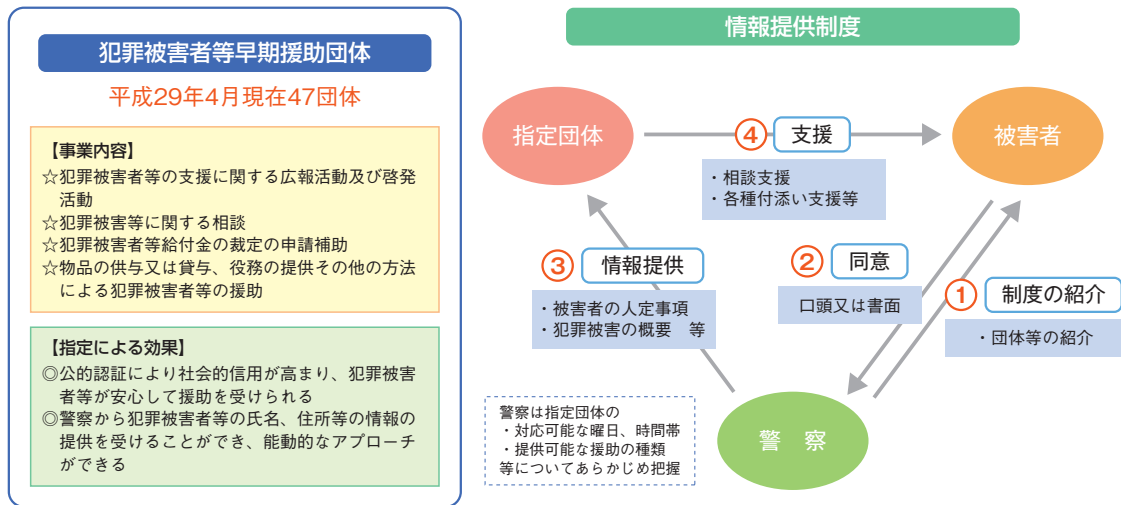
警察においては、公益社団法人全国被害者支援ネットワークの運営・活動に協力しているほか、同ネットワーク加盟の民間被害者支援団体（平成29年4月現在全国48団体）の運営に関しても、関係機関と連携しつつ、必要な支援や助言を行

うとともに、犯罪被害者支援の在り方についての意見交換等を積極的に行っている。

特に、都道府県公安委員会が犯罪被害者等早期援助団体として指定した民間被害者支援団体には、犯罪被害者等の同意を得た上でその犯罪被害者等の氏名や犯罪被害の概要等の情報を提供するなど、緊密な連携を図っている。

## 犯罪被害者等早期援助団体

犯罪被害者支援法第23条に基づき、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活ができるよう支援するための事業を適正かつ確実に行うことができると認められる非営利法人（例：各都道府県被害者支援センター）を、当該法人の申出により、都道府県公安委員会が指定



### コラム6

## 全国被害者支援ネットワークにおける今後のビジョン (全国被害者支援ネットワーク)

公益社団法人全国被害者支援ネットワークは、全国48被害者支援センターによって構成され、各被害者支援センターではボランティアの相談員等が犯罪被害者等の支援活動を行っています。

平成27年度には、全都道府県において、被害者支援センターが都道府県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けることができ、「全国どこにいても」被害者の声に応えられる体制が整いましたが、今後は「いつでも」被害者の声に応えられる体制の整備を進めていかなければならないと考えています。

被害者支援センターの多くは、平日の昼間に活動しており、早朝・夜間や休日は一部の被害者支援センターでしか対応できていないのが現状です。

しかし、被害者の悩み、苦しみは夜間も休日も関係ありません。

そこで、全国被害者支援ネットワークでは、潜在的な被害者がきちんと被害者支援センターに繋がるよう、各被害者支援センターと連携しながら、24時間365日の支援体制を整備していくこととしています。

具体的には、全国被害者支援ネットワークが首都圏の被害者支援センターの協力を得て相談員等を確保・育成する体制を整備し、各被害者支援センターの活動が困難な夜間や休日の電話相談にはその相談員等が対応する、全国统一番号の「犯罪被害者等電話サポートセンター」を創設していくことを目指しています。

全国被害者支援ネットワークでは、社会の変化や被害者支援を行う民間団体への期待等を踏まえ、「犯罪被害者等電話サポートセンター」の創設を含む次の諸施策を掲げた「第3期3年計画」(28年度から30年度)を策定しました。

- 1 支援活動の質の向上を図る
- 2 相談員等、事務局員の意欲の向上を図る
- 3 組織体制の強化を図る

- 4 広報啓発活動の充実強化を図る
- 5 被害者緊急支援金の継続的な運営と充実

28年度から3年間、全国の被害者支援センターとの連携をより強めながら、同計画に沿って、「被害者が、全国どこにいても、いつでも、求める支援が受けられ、被害者の声に応えることのできる活動」という目指す姿を実現するための取組を進めていきます。

28年11月には、同計画に掲げた公益法人への移行を果たすことができましたので、犯罪被害者等への支援活動を一層強化していきます。